

## (添付資料4) プロフィットシェアリングの算定及び支払方法

### 1. プロフィットシェアリングの実施条件

本事業におけるプロフィットシェアリングは、開業後8期以降每期、増加利益（直近5期平均の税引後当期純利益の実績額－提案時の直近5期平均の税引後当期純利益）が提案時の直近5期平均の税引後当期純利益を20%超えた場合に実施するものとする。

#### 【プロフィットシェアリングの実施条件】

増加利益 > 提案時の税引後当期純利益の20%

### 2. プロフィットシェアリングにより事業者が市に支払う金額の算定方法

#### ①基本的な算定方法

プロフィットシェアリングにより事業者が市に支払う金額（以下、「プロフィットシェアリング金額」という。）は、直近5期平均の税引後当期純利益の実績額と提案時の直近5期平均の税引後当期純利益に120%乗じた金額の差額に対し、一定の割合（以下、「プロフィットシェアリング係数」という。）を乗じた金額とする。

#### 【プロフィットシェアリング金額の算定方法】

$$n \text{ 期のプロフィットシェアリング金額} = (P_n - P_{0n} \times 1.2) \times k_{ps} \quad (n=8,9,\dots,30)$$

（ただし、 $P_n - P_{0n} >$  提案時の税引後当期純利益の20%に限る。）

$P_n$  :  $n-4$  期から  $n$  期までの5期平均税引後当期純利益（8期以降）

$P_{0n}$  : 提案時の  $n-4$  期から  $n$  期までの5期平均税引後当期純利益

$k_{ps}$  : プロフィットシェアリング係数

#### ②プロフィットシェアリング係数

プロフィットシェアリング係数は10%とする。

③物価変動による調整

物価変動により提案時の税引後当期純利益が実態に合わないと市が合理的に判断した場合、市は、次の計算式により提案時の税引後当期純利益の調整を行い、調整後の税引後当期純利益によりプロフィットシェアリング金額を算定する。

【税引後当期純利益の調整方法】

$$P_n = P_{0n} \times (PI_{n-1}/PI)$$

ただし  $| (PI_{n-1}/PI) - 1 | \geq 3.0\%$

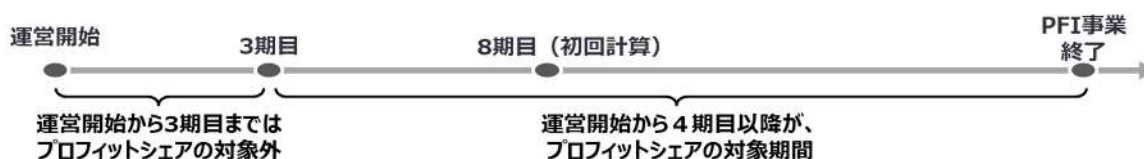
$P_n$  : 調整後の  $n$  期の税引後当期純利益

$P_{0n}$  : 提案時の  $n$  期の税引後当期純利益

$PI$  : 令和6年度(4月～3月)の消費者物価指数

$PI_{n-1}$  :  $n-1$  期に該当する年度(4月～3月)の消費者物価指数

<プロフィットシェアリングの計算期間のイメージ図>



< (参考) 計算例 >

提案時の損益計画

	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	4～8期平均
税引後利益	20	20	20	20	20	20

実際の損益

	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	4～8期平均
税引後利益	32	34	36	28	40	34

提案時(20)の120%(24)を超えた

**10** (34 - 24) が配分対象



民間	市
9	1

※還元率は  
10%

### 3. プロフィットシェアリングの支払い方法

事業者は、各期終了後、上記定めに従い算定したプロフィットシェアリング金額を市に提出して確認を受けた上で、市が指定する方法で支払うものとする。